

祝

辞

令和元・七・一 ホテルニューオータニ
弁理士制度一二〇周年記念式典

寛仁親王妃信子殿下の御臨席を仰ぎ、弁理士制度百二十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国の弁理士制度は、明治三十二年に発足して以来、今年で満百二十年になります。この間、経済社会の発達に伴い、知的財産の創造、保護、活用が著しく進展し、今日、知的財産権は、我が国の経済及び産業の基礎をなすものとして、ますますその重要性が高まつてきています。弁理士の皆様が、このような知的財産に係る制度の適正な運用と発展に大きな役割を果たしてこられましたことは、誠に慶賀に堪えません。

司法の分野におきましても、平成十七年に知的財産高等裁判所が設立されるなど、知的財産に関する社会のニーズに的確かつ迅速に応えるための取組が進められてきました。経済や産業のグローバル化に伴う知的財産紛争の国際化にも対応すべく、皆様を始めとする関係各位の御協力も頂きながら、今後も、質の高い審理・判断を行うことができるよう努めてまいります。

本日の式典に当たり、弁理士制度これまでの発展の歩みに思いを致し、これに貢献してこられた方々に対して深く敬意を表しますとともに、弁理士制度の一層の充実と発展を祈念して、私の祝辞といたします。

令和元年七月一日

最高裁判所長官

大谷直人